

[沿革] 平成12年4月例規(警)第18号 平成14年4月例規(警)第40号
平成26年3月例規(警)第14号

各部長・参事官・所属長

この度、見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成10年8月1日から実施することとしたので効果的に運用されたい。

別添

千葉県警察環境監視員制度運用要綱

第1 目的

市町村等の自治体に環境監視員等として就任している元警察職員を千葉県警察環境監視員(以下「環境監視員」という。)として委嘱し、警察と自治体との情報の共有化を推進するなど、相互の連携強化を図ることにより、産業廃棄物の不法投棄等の環境関係事犯(以下「環境関係事犯」という。)の未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

第2 任務

環境監視員の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境関係事犯の未然防止及び拡大防止に関すること。
- (2) 環境関係事犯の情報収集に関すること。
- (3) 千葉県警察及び千葉県等の関係機関・団体との連絡に関すること。

第3 環境監視員の委嘱等

- 1 生活安全部生活経済課長(以下「主管課長」という。)は、環境監視員として市町村等の自治体に就任している元警察職員で、環境監視員として適格性を有すると認められる者を、千葉県警察環境監視員適格者推薦書(別記第1号様式)により、本部長に推薦するものとする。
- 2 本部長は、主管課長から推薦を受けた者が環境監視員として適格性を有すると認めたときは、委嘱状(別記第2号様式)を当該被推薦者に交付して委嘱するものとする。
- 3 環境監視員名簿の作成

主管課長は、千葉県警察環境監視員名簿(別記第3号様式)を備え、委嘱及び解嘱の都度、整理するものとする。

第4 任期

- 1 環境監視員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- 2 環境監視員が任期満了前に解嘱された場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 解嘱

- 1 主管課長は、環境監視員が次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに千葉県警察環境監視員解嘱上申書(別記第4号様式)により本部長に上申しなければならない。
 - (1) 市町村等の環境監視員を退職し、又は解嘱されたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 自ら退任を申し出たとき。
 - (4) その他環境監視員として、ふさわしくない事由が生じたとき。
- 2 本部長は、環境監視員を解嘱するときは、解嘱通知書(別記第5号様式)を交付するものとする。

第6 身分証明書の交付、返納等

- 1 本部長は、環境監視員に委嘱したときは、千葉県警察環境監視員証(別記第6号様式)を交付するものとする。
- 2 主管課長は、環境監視員が解嘱されたときは、当該環境監視員から千葉県警察環境監視員証を返納させるものとする。

- 3 主管課長は、環境監視員から千葉県警察環境監視員証を紛失又はき損した旨の届出を受理したときは、再交付の手続きをとるものとする。

第7 通報

環境監視員は、産業廃棄物の不法投棄等に関する情報を入手した場合、産廃FAX情報（別記第7号様式）等により、主管課長に通報するものとする。

第8 研修会

主管課長は、環境監視員の研修会を開催し、情報交換及びその任務の遂行に必要な知識・技能の指導に努めなければならない。

第9 運用上の留意事項

主管課長は、この制度の運用に当たり、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 環境監視員の活動に当たっては、環境監視員の委嘱が特別の権限を付したものであることに十分配慮するように指導すること。
- (2) 環境監視員が活動の中で知り得た関係者の秘密を厳守するように指導すること。
- (3) 環境監視員の活動に当たっての受傷事故その他被害の防止について十分指導すること。

以下様式省略